

# 「しまぼ通貨ツアー」実施要綱

29公東観地事第448号

平成29年10月1日

## 第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、島しょ地域のPR及び島外旅行者の島しょ地域への持続的な送客と、現地での観光関連消費の促進により、観光から島しょ地域の産業の活性化を図ることを目的とし実施する「しまぼ通貨ツアー」の基本的な事項を定める。

## 第二章 しまぼ通貨ツアー

(しまぼ通貨ツアー)

第2条 しまぼ通貨ツアー（以下「ツアー」という。）は、本事業の目的に基づき、第3条第2項において登録された旅行事業者（以下「登録旅行事業者」という。）が対面で販売する1人につき1泊あたり10,000円以上の宿泊を伴う旅行商品のうち、平成29年11月1日以降に始まり平成30年3月31日までに完了する旅行とする。

2 平成29年度のツアーの規模は、延べ20,000泊とする。

3 ツアーの宿泊地は、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島とする。

4 第3項の宿泊地内において、宿泊、食事等を行程に組み込んだツアーであること。

5 ツアーは、募集型企画旅行、受注型企画旅行、又は手配旅行のいずれかであり、その内容が公序良俗に反しないものであるものとする。

6 ツアーへの参加資格は、第3項の宿泊地に宿泊旅行する者とする。

(旅行事業者の登録)

第3条 本事業への参加を希望する旅行事業者は、しまぼ通貨事務局（以下「事務局」という。）が別に定める募集期間内に申請しなければならない。

2 事務局は、申請のあった旅行事業者の資格を審査し、適当と認める旅行事業者について登録するものとする。

なお、登録の期間は、登録の日から平成30年3月31日までとする。

- 3 登録旅行事業者は、事務局の定める手続きに従い、適正に事務を行わなければならない。
- 4 登録旅行事業者が前項に違反した事務を行い、虚偽その他不正を行ったものとしてその内容が重大なものであると理事長が認める場合、当該違反の事実が判明した日において登録を取り消すこととする。ただし、当該違反の事実が判明した日が違反に関する旅行の開始日以降である場合には、当該旅行の開始日の前日に遡って登録を取り消すこととする。
- 5 第1項における申請において虚偽その他不正を行ったことが判明した場合、それに伴い既に行った指定又は登録は無効とする。
- 6 登録の取消しまたは無効となった旅行事業者は、再登録できないものとする。

#### (ツアーの指定)

第4条 本事業の対象となるツアーは、登録旅行事業者が定められた手続により申請し、事務局が指定したものとする。

#### (協力金)

第5条 本事業の目的を達成するため、登録旅行事業者がツアーを実施した場合に、当該登録旅行事業者に対して別表1に掲げる金額の協力金を交付するものとする。なお、協力金の詳細は別に定める。

- 2 前項の交付は、登録旅行事業者が、参加者に対してあらかじめツアーの募集に際し協力金に相当する金額を割り引いて販売し、その実績に応じて事務局が当該旅行事業者へ既に割り引いた協力金を交付する方法によって行うこととする。

#### (検査等)

第6条 事務局は、登録旅行事業者に対し、別に定めるところにより、ツアーに係る事務の執行状況について実地において検査を実施するものとする。

- 2 登録旅行事業者は、前項の検査の実施を拒否してはならない。
- 3 定期検査の実施拒否又は検査時の書類の隠ぺい等により適正な検査実施を妨害した登録旅行事業者については、第3条において既に行った登録は無効とする。

#### (協力金の返還)

第7条 第3条第4項、第5項又は前条第3項に該当する場合、第5条における協力金を受領した旅行事業者は、事務局に対し、事務局が別に定めるところにより協力金を速やかに返還しなければならない。

- 2 事務局は、前項により協力金の返還を請求する場合、請求する旅行事業者の社名、請求金額、請求に至った事由を公表する。

### 第三章 雑則

#### (実施手続)

第8条 本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定めるものとする。

#### (個人情報に関する取扱い)

第9条 事務局及び本事業に参加する旅行事業者等は、本事業において取り扱うツアーの参加者にかかる個人情報について、本事業以外の目的に利用してはならず、また、当該参加者の同意を得ずに第三者に対して提供してはならない。

#### 附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

#### (別表1) 対象旅行商品の協力金額

しまぼ通貨ツアー	1人につき1泊あたり3,000円とし、1回の旅行で4泊までを限度とする。 ただし、1人につき1泊あたり10,000円以上の宿泊を含む旅行商品(2泊の場合は20,000円以上の旅行とする)を対象とする。
----------	---

◆「1回の旅行」とは、旅行者が自らの居住地から、ツアーの宿泊地である大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島を滞在又は周遊し、1往復する旅行という。